

第10回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年3月7日（木）10:00～11:02

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、森下竜一（座長代理）

（専門委員）村上文洋

（事務局）田和規制改革推進室長、小室参事官

（ヒアリング）

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課長 恒藤晃

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局取引監視課課長補佐 皆川宗仁

経済産業省商務情報政策局産業保安グループガス安全室長 田村厚雄

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 吉野栄洋

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 下堀友数

社会保障経済研究所代表 石川和男

4. 議題：

（開会）

議題：エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）のフォローアップ

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは、定刻より少し早い時間ではございますが、おそろいになりましたので、規制改革推進会議「投資等ワーキング・グループ」を開催したいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も御出席されております。

森下座長代理がおくれて御出席される予定でございまして、飯田委員、八代委員、角川専門委員が所用により御欠席でございます。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

議題は「エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）のフォローアップ」です。

本件については、昨年6月の規制改革実施計画を踏まえ、熱量バンド制や一括受ガス、ガス卸供給など各種テーマについて検討をいただいているものと承知しております。

本日は、これらの検討状況について、ヒアリングを行いたいと思います。

まず、経済産業省から御説明をお願いして、その後、昨年の議論のときにもお越しいただきました社会保障経済研究所の石川代表からコメントをいただきたいと思います。では、経済産業省からお願いします。

○経済産業省（下堀室長） おはようございます。経済産業省でございます。

資料に沿って御説明させていただきます。

ページを1つめくっていただきまして、最初に本資料の内容でございますけれども、今、座長がおっしゃいましたとおり、7テーマございます。恐縮ですが、担当の部署が少し分かれておりますので、この資料の順に沿って、それぞれの担当から御説明させていただきます。

まず、私、ガス市場整備室でございますけれども、スライド2でございますが、昨年の投資等ワーキングでも議論になりましたガスについては、議論をする場もないではないかという御指摘があったと承知しております。そういった御意見も踏まえまして、ガス事業制度検討ワーキンググループを昨年の9月に立ち上げまして、7テーマ、31から37のうち31、32、33、36のaを検討しております。

具体的な検討状況でございますが、スライド4の熱量バンド制についてでございますが、現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行については、規制改革実施計画において直ちに検討を開始し、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度に結論を目指すこととされております。

次のスライドで、今の検討状況を御説明させていただきます。熱量バンド制の導入を検討するに際しまして、議論の前提となるガス機器への影響調査、熱量バンド制が実施されている諸外国の実態調査を本年度に開始しております。

1つ目の機器類への調査は、安全面・性能面への影響、燃焼機器の対応策の検討に関する調査ということで、ガス機器メーカーへのヒアリング調査及び検査機関での実機調査による影響調査と対応策の検討を行っております。具体的にどのバンド幅かといいますと、これは先ほどのガス事業制度検討ワーキンググループに諮りまして、主なLNG調達事業者が調達するLNGの熱量を踏まえた40メガジュールから46メガジュール。もう一つが、今、大半のガス機器が対応しているガスグループ、13Aといいます。こちらが42メガジュールから46メガジュール。この2種類の幅で影響を調査しております。

そして、諸外国における熱量バンド制に関する実態調査ですが、韓国、欧州及び米国について、熱量に関連する規制の概要、ガス供給の運用実態、機器への影響とその対応策、そして、課金方法、環境規制への影響などを調査しております。今年度中に1つ、まずは調査結果が出る予定でございますけれども、31年度もさらに経年機器に対する影響調査などの追加調査と、熱量バンド制に移行した場合の対策コスト試算等の各種調査を実施しつ

つ、その結果も踏まえまして、先ほどのガス事業制度検討ワーキンググループで具体的な検討を進めるというふうに思っております。

スライドは、その次は参考ですので、このぐらい今は熱量幅があるということで、参考にさせていただきます。

続きまして、一括受ガスについて御説明いたします。スライド9でございます。実施計画での内容は、一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について、30年度に検討し、結論を得て、必要に応じて速やかに措置を講ずることとされております。この閣議決定を踏まえて、先ほどのガス事業制度検討ワーキンググループで検討を行いました。学識経験者や弁護士、公認会計士に加えて、昨年投資等ワーキングに御意見があったことを踏まえて、消費者代表もしっかり入れて、さらには新規参入者もしっかり加えて、意見を聴取して検討を行っております。

スライド10でございますけれども、事業者、具体的には関西電力でございますが、一括受電等に積極的な事業者から、ガスシステム改革の目的である利用メニューの多様化とか事業機会の拡大の観点から、「一括受ガスの制度化」または「既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」の提案がございました。

それを踏まえて、数回にわたって議論をしてまいりましたが、次のスライドの11、検討結果でございます。ガス事業制度検討ワーキンググループにおける議論の結果、先ほどの新規参入者のニーズであります需要家の利用メニューの多様化、ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用は、需要家の代理人を通じた一括営業によって実現可能であり、かつ、同時にガス事業法上の需要家保護、スイッチング選択肢も確保できるというふうに整理がされてございます。具体的なイメージは下の絵のようになっていますけれども、左側にガス小売事業者がいまして、個別の需要家と個別の代理契約を結んだ代理事業者がガス小売事業者から一括営業を受けるということでございます。

これを踏まえて、適切な活用方法などをガイドラインに速やかに明確化することを考えております。さらに、事業者から提案がありました、現存する不適切な契約の是正も大変重要と思っておりますので、経産省として一般ガス導管事業者、小売事業者、需要家の各関係者に向けて要請文を発出し、来年度、2019年度中というふうに期限を区切って対応を求めたいと思っております。

続きまして、次のスライドは13でございますけれども、制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進ということで、こちら実施計画に掲載されているところでございます。こちら先ほどのガス事業制度検討ワーキンググループで熱心に議論を重ねていただきまして、現時点でおおむね方向性がまとまっているところでございます。

コンセプトでございますけれども、スライド14でございます。都市ガス市場の特性・競争状況を踏まえながら、特に一般家庭向けガス小売事業への参入促進を目的として、新規参入者への都市ガスの卸供給を促す具体的な取り組みを検討しました。

まず、競争状況はどうなっているかというところ、下の表でございますけれども、ガスの業

界は大きく4つのグループに分けてございまして、左側の青い四角ですが、第1グループがいわゆる大手企業で、東京ガス、大阪ガス、そして、中部の東邦ガスさんでございまして、右側が準大手と言われる第2グループでございまして、こちらは九州、福岡の西部ガス、北海道ガス、仙台市ガス。そして、静岡ガス、広島ガス、日本ガスというのは鹿児島にございまして都市ガス会社でございまして。

この第1グループ、第2グループは、いわゆる大手、準大手でございましてけれども、こういった一定の市場規模がある供給区域において、大半または唯一の都市ガス供給能力を有するような旧一般ガス事業者に、新規参入に必要な都市ガスを旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で卸す取り組みを各事業者の自主的な取り組みとして求めることにいたしました。

表をご覧になっていただくと、新規参入者の有無というところがございまして。東京、大阪、名古屋あるいは右側の西部ガスさんの福岡は、実は新規参入者が既にあるというところではございますが、それ以外の地域は新規参入者がまだない。政令指定都市であっても、まだ新規参入者がいないという現状でございまして、こういった地域に対して競争力のある価格で卸す取り組みをしっかりとやっていただくことによって、北海道や東北、中国地方といったところでの新規参入、競争活性化が期待されるのではないかと考えています。

開始時期でございましてけれども、後ほど御説明します、料金をどうするか。それから、具体的な実務上のシステム改修も含めた準備等もございまして、実際に来年度中、2020年3月までに卸供給を具体的に始めていただくというところを目標としております。

少し各論になりますが、次のスライド15でございまして。価格をどうやって決めるか。規制改革実施計画にも、支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するというのがございまして、そういったところを踏まえて検討してございまして。実際、卸価格については、真ん中のポツでございましてけれども、需要場所ごとにガスの卸事業者である旧一般ガス事業者も小売をやっていますが、その供給量と時間流量の情報に基づき適用される最も低廉な小売料金から小売に係る経費を引くことで、自社の卸価格と同水準という考え方で上限卸価格を設定し、その卸価格の上限価格の下で、あとは個別の価格交渉を可能とするといった仕組みにしております。

小売に係る一定経費とは、※にありますけれども、旧一般ガス事業者がガスの小売事業として行う業務に係る費用ということで、例えば小売の実務の業務費、開閉栓であるとか消費機器保安とか、検針票の投函、集金、それから、小売に係る広告宣伝費といった、非常に細かい議論ではありますが、しっかりこういうところもワーキングに提示しながら議論をいただいて、こういう整理をしているところでございまして。さらには、実際に卸価格もプレーヤーがふえてくれば競争が行われますので、先ほどの卸価格の上限水準を、こちらは非公表とするということも許容する一方で、実際にそれが競争力のある価格になっているかどうかを経済産業省でしっかり確認するというスキームもあわせて構築をしているところでございまして。

スライド16でございます。取引所取引につきましても議論を行いました。例えば卸電力取引所のようなガスの卸取引所もできるのかどうかというところでございます。

ワーキングの中でも議論がありましたが、経済論理的には、取引所取引のようなものでしっかり需給に基づく公正な価格が形成されて、それに基づいて卸取引が自由に行われるということが望ましいというところがあるのですが、一方で、ガスにおいてはまず、下のほうの i と ii ですけれども、導管が電力の送配電網のように全国を網羅しているという形にはなっていない。地域地域で導管が分かれてございますので、市場範囲を細かく設定せざるを得ない。そうすると、卸元事業者の数は極めて限定的になりまして、売り入札を十分に確保できない可能性があるのではないかと。さらに、買う側、市場を利用する小売事業者のほうも電気事業ほどには多くないという現状がございますので、なかなか買い入札も期待できないのではないかと。

そういうことで、まずは先ほどのような旧一般ガス事業者による卸取引をしっかりとやっていただいて、新規参入者の数を増やす。数を増やして、将来的にはこういった取引所の取引も、必要に応じて議論をやっていくということかと思っております。

3までは以上です。

○経済産業省（恒藤課長） 続きまして、電力・ガス取引監視等委員会でございます。

18ページのガス託送料金の適正化というテーマでございます。これにつきましては、規制改革実施計画におきまして、18ページの記載のとおり、既に認可された託送料金について十分な事後評価を行う。その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとされていたところでございます。

続きまして、19ページでございます。これについて、私ども監視等委員会におきましては、ガス導管事業の収支状況等の事後評価を実施してございます。その評価内容は、19ページの下の方の2ポツの2) に書いてある4項目について評価を行ってございます。

20ページは事後評価を行う料金審査専門会合の委員の名簿でございます。

1枚飛んで、22ページをごらんください。事後評価の対象事業者でございます。全国にはガス導管事業者が合計224社ございますが、このうち託送供給約款をつくっている143社を対象として事後評価を行っております。

続きまして、23ページでございますが、ガスは制度改革を行いました29年度が初年度でございました。ガス導管事業者には12月決算という会社もございまして、これらの会社の29年度決算には制度改革前の分も含まれてございますので、今回、事業評価では、①の3月決算の85社について精緻な分析を行ってございます。

24ページからが事後評価の結果でございます。まず、超過利潤の状況でございますが、値下げ命令の発動基準となる一定水準額と比べた表でございます。29年度の決算におきまず超過利潤額が一定水準額を超えた事業者は合計で4社ございました。具体的には仙南ガス、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送と、この4社でございます。それ以外にも幾つか超過利潤が比較的大きいという事業者がございました。

25ページは、超過利潤の額の営業収益に対する比率を青の棒グラフで示して、大きな順に並べたものでございます。見ていただきますと、営業収益に比べての超過利潤の比率が5%を超えた事業者が22社ございまして、これについてより詳細な分析を行いました。

その結果を26ページに一覧表にしてございます。各社の今後の利潤の見通しと、事業者から聞き取りました今後の方針をまとめてございます。まず、値下げ命令の基準となります一定水準を超えた4社につきましては、4社とも料金改定を実施予定であるという旨を確認してございます。それ以外の18社のうち、私どもの分析によりますと、15社については今後も同程度の超過利潤が継続する可能性が高いと考えられましたので、これらについては引き続き重点的にフォローアップをしていくという方針にしてございます。なお、このうち12社については、現在までに自主的に料金改定を実施予定であるという方針を既に表明されてございます。このように、託送収支の適正化についてはしっかり事後評価を進めているところでございます。

続きまして、2枚飛んで30ページからが内管保安・工事における競争環境の整備についてでございます。30ページが規制改革実施計画に記載された内容でございます。これを踏まえまして、私ども監視等委員会で、一般ガス導管事業者が行う内管工事の事後評価を実施してございます。また、産業構造審議会のガス安全小委員会におきまして、内管保安と内管工事の透明化について審議を進めているところでございます。

まず、私ども監視等委員会が行っている事後評価についてでございます。その前に、簡単に内管工事の概要を御説明いたしますと、32ページでございますが、需要家の敷地内のガス工作物、いわゆる内管でございますが、これは需要家の資産である一方、その工事については保安義務を負う一般ガス導管事業者に依頼をするということにされてございます。一般ガス導管事業者は、通常指定工事店に委託をして工事を実施するケースが多いということでございます。

この料金でございますが、その次の33ページでございます。それについては、各社の託送供給約款に規定がされてございます。33ページの下から4行目でございますが、内管及びガス栓の工事に要する費用は、あらかじめ公表する見積単価表により算定をする。その下、その見積単価は工事の実績を基礎として算定するというふうにされているところでございます。

次の34ページからが今回、行われました事後評価の結果でございます。まず、各社の価格の横評価を行うために、横比較を行うために、34ページに記載の全社共通の見積条件、標準モデルのようなものをつくりまして、それをもとに全ての事業者に参加見積の依頼をいたしました。標準モデルはここに記載のようなものでございまして、新築戸建て木造、ガス機器2台というような条件で参加見積を依頼してございます。

次の35ページが各社から出てまいりました参加見積の結果でございます。平均は13万円でございますが、最低は5,000円から最高が26万円まで、大きなばらつきがございました。ガス導管事業者によって内管工事の価格に大きな差がある可能性が示唆されたところでござ

ざいます。

36ページはその要因を個別に聞き取った結果でございます。価格の高いところからは、工事の都度材料を仕入れるので、資材価格が高い。工事の量が少ないので、作業員の効率が悪い。あるいは寒冷地であるために特別な工事が多いという回答がございました。地域的な要因はあろうかと考えるところでございますが、一般ガス導管事業者には資材調達の工夫など、効率化に取り組むことが期待されるところでございます。

続きまして、1枚飛んで38ページでございます。各社の内管工事の収支について分析を行ってございます。中には利益率が20%以上という事業者もございました。

その次、39ページですけれども、これについて、その理由を聞きましたところ、13社から、自社の労務費を内管収支に入れていないため、見かけ上利益率が高くなっているという回答もございました。他方、利益率が高いとは考えていないという回答もございました。これらの事業者に対しては、その見積単価が本当に費用の実績を反映したものになっているのかどうかの説明を求めまして、反映していないと考える場合には、単価表の改定を要請したいと考えてございます。

また、人件費、労務費を適切に振り分けていないというケースもあるということがわかりましたので、適切な管理を徹底していききたいと考えてございます。

まとめまして、41ページが今後の対応方針でございますが、今、申し上げましたとおり、内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の値下げを行っていない事業者に対しては、その単価表が費用の実績を反映しているかどうかの説明を求めまして、適切に反映していない場合には見積単価表の改定の検討を要請していく。それから、内管工事の収支について、自社の労務費が適切に振り分けられるよう、収支管理のあり方を整理して徹底する。③でございますが、需要家が内管工事のおよその額を容易に知ることができるよう、見積単価表につきまして、典型的なケース、いわゆる標準モデルについての参考見積額を自社のホームページ等で公表するよう依頼をする。こういった対応をこれからは進めていこうと考えてございます。

私からは、以上でございます。

○経済産業省（田村室長） 引き続きまして、42ページ目以降からは、内管工事・保安の委託要件の透明化の対応状況を、私、ガス安全室長の田村から御説明させていただきたいと思えます。

まず、42ページ目でございますとおり、内管保安・工事の委託要件の透明化の検討に当たりましては、ガス安全小委のほうで御審議をいただきながら対応を進めているところでございます。

ページを飛んでいただきまして、45ページ目でございますが、対応を決めるに当たって、委託の実態調査をさせていただいてございます。その結果といたしまして、内管工事につきましては、外から委託者を受け付けるある程度の仕組みはできている。ただし、要件がなかなか曖昧であったりとか、あるいは相対で相談に応じて情報が伝達されるというよう

な情報公開の仕組みが不十分だったりとかいう実態が浮かび上がってきてございます。

それを踏まえまして、47ページ目に対応方針をまとめさせていただいてございます。やはり要件の明確化、周知が非常に重要ということがございます。そこで、平成31年度内の措置に向けまして、経済産業省のほうから各全国のガス会社に対し、委託要件の透明化、周知の仕組みづくり、こういったものを徹底させるということをしていきたいと考えてございます。

一方、内管の保安の関係でございます。保安の関係につきましても実態を調査させていただきまして、ページを飛んでいただいて恐縮でございますが、50ページ目。まず、保安も緊急時の対応の緊急保安と、定期的なメンテナンスの定時保安というものがございます。

まず、50ページ目は緊急保安の実態調査をさせていただいてございます。こちらにつきましては、上の青枠で書いてございますとおり、緊急保安業務は一切委託していないという実態になってございます。各社において、緊急保安業務は非常にノウハウの面、人材の面、コア業務に位置づけているということで、社内でしっかりと対応しているということが実情になっているということでございます。

一方では、51ページ目に内管漏えい検査と書かせていただいておりますが、これは定期的にやる点検の関係でございます。実態といたしましては、真ん中ほどに表を載せさせていただいてございますけれども、ほぼ委託を活用しながら、現場作業をやっていただいているという状況になってございます。その中でも定期漏えい検査のような法定業務、右ほどの自主保安でやっている開栓時漏えい確認といったものがございまして、それぞれ特に法定業務については厳格性が求められるということで、関与・統制の部分の欄で書かせていただいておりますが、出向社員とか資本関係維持とか、子会社の関係があるとか、そういった方々をお願いしているというのが現状の実態になっているということでございます。

それを踏まえまして、今後の対応方針といたしまして、52ページ目、53ページ目に分けて書かせていただいておりますが、まず、52ページ目では、緊急保安についてはそもそも現状において委託ニーズがガス会社側にはないということでございます。将来的に、仮にニーズが出てきた場合については、その時点で検討していきたい。緊急保安以外の内管漏えい検査につきましては、それぞれ透明化すべき要件項目を引き続き私どものほうでピックアップさせていただきながら、かつ、法定検査のようなものについては追加的な要件項目も今の実情を考えますと必要になってくるということでございます。

それを受けまして、53ページ目でございます。核となる要件の項目は私どものほうでしっかり引き続き精査、抽出させていただいた上で、まずはその選定プロセスも含めた委託要件の透明化、明確化、周知の仕組みづくりをしっかりと要請させていただきたいという形で対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○経済産業省（下堀室長）　続きまして、6のLNG基地の第三者利用の促進ということでご

ざいまして、a、b、cと分かれていますのですが、aについて私から御説明いたします。

aではガス受託製造約款の策定が義務づけられている、いわゆるLNG基地の第三者利用が義務づけられている事業者の拡大について、30年度に検討を開始し、31年度に結論を得るというふうにされております。

時間もないので、1つのポイントだけ、スライド57をご覧ください。検討の方向性でございますけれども、表のようにLNG基地を類型化すると、A、B、Cに分かれます。Aがガス導管と接続をして、かつ20万キロリットル以上の容量。こちらが今、第三者利用が義務づけられているタンクでございます。

義務づけられていないところがBとCでございます。Bはガス導管とつながっているけれども20万キロリットル未満のより小さなものですが、こちらにニーズがあるかどうかという調査が重要になってくると思っております。

Cはタンクの容量によらずガス導管とつながっていない。例えばこれはLNGの火力発電所にLNGの基地がございまして、これは主に発電用に使っているか、あるいはそこから地域の事業者さんにタンクローリーで卸すかというところで事業を営んでございまして、都市ガス事業の小売の促進という観点からは少し違うのかなと思っております。今後のニーズ調査においては、類型Bにつきまして、大き過ぎると使いにくいといった声があるのかどうかというところをガス事業者さん、海外からLNGを調達するような商社の皆様を初めとした方々にアンケート調査、必要に応じてヒアリング等を実施しまして、ニーズをしっかりと伺う。そのニーズを踏まえてまたワーキングでその基地の利用の追加策について検討してまいりたいと思っております。

○経済産業省（皆川課長補佐） b、cにつきましては私から御説明させていただきます。電力・ガス取引監視等委員会取引監視課の皆川と申します。よろしく御願いたします。

まず、58ページなのですが、bにつきましては、製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等のあり方の具体化策について検討ということで、私どもの委員会に設置しております制度設計専門会合におきまして、4回にわたり検討を重ねてまいりました。

その結果を適正なガス取引についての指針に、ことしの1月15日に改正をいたしまして、①から④の内容、製造設備の余力見通しの適切な開示のあり方以下④までの内容につきまして、ガイドラインに明記をさせていただきます。

具体的な内容につきましては、まず、余力見通しの開示のあり方につきましては59ページにございますけれども、これは利用者が、利用可能量がわかるように定量的に示しなさいと。これを製造事業者のホームページで公表するというのを望ましい行為として盛り込んでおります。

2つ目のルームシェア方式による適切な課金表示のあり方につきましては60ページになります。課金標準につきましては、最大貯蔵量と平均貯蔵量と払出量、どれで課金するかということがそれぞれ事業者によってまちまちだったところなのですが、それぞれメリ

ット、デメリットはありますけれども、平均貯蔵量または払出量で課金とするのが望ましいということで、ガイドラインに明記しております。一本化しなかったというのは、まだ利用実績がない現時点で、どちらか一方に特定するということが難しかったからで、今後、利用実績が出てきたとか、さらなる競争促進のために必要だと判断された場合には、今後見直しをしていきたいと考えているところでございます。

配船調整のあり方ですけれども、製造事業者の都合によりまして配船日がずれた場合に、利用事業者のLNGの在庫が多くなったり少なくなったり、足りなくなったりするということがあるのですが、その場合においても利用事業者に不利益とならないような課金にするということをガイドラインにも盛り込んでおります。

④の基地利用料金の適切な情報開示のあり方ですけれども、これは検討申し込みをした後に、遅滞なく守秘義務契約を締結いたしまして、その後、速やかに利用料金の目安、何億ぐらいですよということをまずは伝える。その後、検討結果の通知につきましては、利用ができるとかできないというだけではなくて、概算で幾らぐらいということも伝えてくださいということをガイドラインに明記いたしました。

bの内容は以上でございまして、cの内容、委員会にはあっせん・仲裁の制度がございませぬけれども、これを基地利用の場合にも利用可能であるということ、同じく制度設計専門会合の場におきまして、あっせん・仲裁制度がありますので、もし紛争等が生じた場合には、その制度を利用してくださいということを申し上げるとともに、ガイドラインにおいてもLNG基地利用の契約において紛争が生じた場合にはあっせん・仲裁制度がありますので、それが利用できますということを明記してございます。

私からの説明は以上でございます。

○経済産業省（田村室長） 最後にガス保安規制の整合化で、簡潔に申し上げます。ガス安全室長の田村でございます。

これまでの整合化の取り組みの中で、積み残し部分として70ページ目、火気取扱設備との離隔距離ということで、赤枠のような違いがございませぬ。

その部分については72ページ目のように、結論から申し上げますと、原則液石法の基準に合わせるということ、今後対応していきたいと思っております。

最後のように、その他不整合となっている項目も若干ありますが、そこについてはニーズを引き続き把握しながら必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

以上でございませぬ。

○原座長 次に石川さん、お願いします。

○石川代表 おはようございませぬ。お招きいただき、ありがとうございます。

私は1枚紙のみです。資料2でございまして。項目は今、経済産業省さんに御説明いただきました。経産省の2ページ目のスライドと同じ目次にしております。それが左側の検討項目です。7つ掲げてございまして、簡単に検討状況と評価ということですが、全体論として、規制を見直すというのは大変な労力だと思っておりますので、それは非常に大変な御苦労

があったなということで、御説明を聞きながら思ったところであります。

個別に申しますと、1番から順番に参りますが、熱量バンド制への移行は、現実問題としては、仮に本当にやるとなると相当の時間をかける。かけるというか、かかってしまいます。これだけばかみたいにガスの需要家がいるわけですので、全部これをやって機器を全部変えるとなると、相当な時間と人員が必要になる。以前、都市ガスは長い歴史の中で、昔は石炭を使ったガスとかいろいろなガスがあって、それを今、例えば東京ガス、大阪ガスのようないわゆるLNGに変えるときに、熱量変更をやってまいりました。これはいまだに全部終わっていません。

そういうわけで、非常に息の長い話でありますので、当局の資料を見ている、全部これをやりますよとなかなかそう簡単に言えないという事情は事情なのでしょう。それはよくわかりますが、多分、これはガス自由化、システム改革という流れの中に乗っている話ですので、恐らくまず間違いなくバンド制に行くという方向性を示すべきであろうと。恐らくそのために検討をしておると思いますので、私から申し上げたいのは、今の作業を続けていただくと同時に、どこかでやはり移行スケジュールの大まかなもの。それはもう1年、2年単位というよりも、もうちょっと長期になると思いますが、そういう目標を示していただくということが前向きな対応だと思います。

2番目でありますが、一括受ガスはこの7つの中で最も難しいものだと思っております。案の定非常に細かな、かつ、難しい利害調整があるものだと思っております。これについては、スケジュールとしては前の規制改革答申では30年度中ですから今年度中、今月は年度末ですけれども、必要な措置を得次第ですね。得次第というのがおもしろいのですけれども、得次第必要な措置を講じるということなのですが、先ほど当局の御説明でもありましたが、これは保安のところの規制の問題が非常に大きくありまして、保安の規制のレベルがこうなっているのですね。保安の規制がこうなっているのですけれども、本当は守らなければいけないのですが、守っていない人が大昔からこんなにたくさんいるわけです。これは去年の経産省のプレゼンでもありましたけれども、600だか800だか、数字は後で確認するにしても、相当数の人がいる。これは前からそうです。その人たちは保安規制を守っていないので、保安規制のレベルはここまでなのです。

これは恐らく、当局は全部守らせようというふうにしているのだと思うのですけれども、私から言わせると、前からそうなのですが、これはそんな七面倒くさいことをやらずに今の状況を追認していいのではないかと。というのは、保安規制は事故が起きないための未然防止措置としてやる部分が大きいと思うのです。それにもかかわらず事故がないということであれば、決して今の現場の保安実態はそんなに悪いものでもなからうと。規制のほうが高過ぎるのではないかと。ついでに言うと、守っていないという状況なので、ここについては余り、今、一括受ガスを実際には違法状態としてやっている人たちに、全部これを規制で守れと言って、多額の投資をさせるというののもいかなものかなと思いますので、ここに書いたのですけれども、安全実績を踏まえて、規制をむしろ合理化したほうがいい

のではないかと私は思います。つまり、今の一括受ガスという実態の、これは大手都市ガス会社の方もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、それはそのまま、ルールの方を追従させるほうが合理的だろうと思っております。

去年も申したのですが、何で私が一括受ガスについてこんなにこだわるかという、もう一つ、電力の話があるのです。一括受電というものがあって、これは物すごく参入しています。ある意味で、今回の2016年に始まった小売全面自由化の前から、大口自由化ということをやっていましたけれども、これの象徴的な規制緩和の成果の一つなのです。一括受電がたくさんふえた。それを見越してやったという部分もあるのですけれども、それほど自由化になりますとここは新規参入ないしは他事業者、例えば東京電力からしたら中部電力かもしれないし、関西電力かもしれないし、あるいは新電力ということになります。同業他社、新規参入者の人が来るマーケットなわけです。これは電力ではできている。

ところが、ガスについては、先ほどの保安規制を名目に、前からそこは拒否されているわけですが、しかし、自由化の流れの中で、実際には一括受ガスをやって、保安のレベルが下がっているかという、実績として下がっていない。事故がないということであれば、それは追従させることによって、一括受ガスは一括受電と同じような参入円滑化というか、参入の容易さという点で認めていくということ、一括受電とのルールの整合化ということを書きました。

なぜこのように書いたかという、これは去年からもそうだったのですが、もう一つ、これもエネ庁当局も去年におっしゃっていましたが、実は、一括受電を一旦やってしまうと、その次からは選べないかもしれない。一軒家の場合は自由に選べてしまうのですけれども、一括受ガスとか一括受電の場合には、みんなでやっちゃっているものから、1人だけ抜け駆けをするというわけにもいかない。これはしょうがないですね。

そういうところがあるので、今、一括受電のほうでも、きょうはそんなに明示的にはなっていませんけれども、消費者の利益をどのように守るのかという点で、議論が出ているというふうに思っておりますので、その点から言いますと、やはり一括受電と今後合わせていくということが、電力・ガス相互の乗り入れ、これはエネ庁当局も出していて、私もそこは賛成なのですけれども、総合エネルギー企業を育てていくのだという観点からすると、両方をイコールにしていくということが妥当であろうと。

この場合のイコールは、イエスでもいいしノーでもいいのです。どちらかに合わせること。ただ、現実的には一括受電がこれだけはやっているの、一括受ガスのほうを一括受電のほうに寄せていくというルーリングになるのではないかと思います。ただ、大変な利害調整があるということはわかっておりますので、私は、ここで入念な検討が引き続き必要であると書いております。

時間の関係で、あとはさっと思いますが、3番目は今年度中に結論を得るとありますけれども、実際には、卸のところは、卸のプレーヤーはそんなにいるわけではありませんね。大量のLNGを輸入できる人もそんなにいるわけではありませんので、ただ、今後、これはエ

エネルギーの基本計画などでも書かれていますが、天然ガスについては石炭や石油とはちょっと違った位置づけで、利用の促進という方向性が出されていますので、政策当局としても天然ガスは引き続き利用を促進していこうということであるならば、今後ふえていく。少子高齢化ではあるのですけれども、そんなに減らないでしょうと。ふえていくでしょうと。こういう見通しを立てているということであれば、今後、導管整備状況とか需要動向を踏まえて定期的に見直すということルール化したらどうかということでもあります。

4番目の託送料金であります、これは今、監視委員会からの資料にもありますように、原価の適切性がばらばらなのです。電気の託送料金も同じでありまして、定期的に本当にこれで高いのか、安いのかということをやっております。そういうことを習慣づけて、今後ともガスの市場の活性化を目指す。独占政策ではなくて自由化のほうに行くのであれば、ここについては定期的に託送料金の多寡を精査するという、定期的にやるということルール化すべきでしょうというふうに思います。

5番目は内管保安。確かにこれは余り自由化だといって買ったたいてしまうと、今度は保安のレベルの問題がありますので、どうしても保安規制当局からすると、なかなかここは、そんなに積極的に競争だと言えないということなのだろうと思いますし、それは、私は決して悪いことだとは思いませんが、まさに資料にもありますように、技術の進展とかが入ってくるたびに、規制は緩和するか、強化するか、いずれにせよ合理化は必要になっていくと思いますので、そういう方向性を引き続き出していくべきだろうと思います。

6番目のタンクのほうなのですけれども、余力の開示については、資料にもありましたように相当進んだのではないかとあって、これは大変な御努力の成果だろうと思います。ただ、やはりこれは電気の託送料金とか、そういったところでも同じなのですが、どうしても最終的にはビジネスですので、タンクの利用料に大変な注目が集まろうかと思っています。現在、ガスの取引のガイドラインでは、ここに専門用語で平均貯蔵量、払出量という言い方をしていますが、大きく2つの方式またはその組み合わせという書き方で出ているのですが、実は、どちらの料金が安いかというと、大方払出量方式のほうの方が安い。これはエネルギーの審議会でもそういう資料が出ています。3分の1ぐらい差がある。そういう見解が出されております。それはいろいろ個別に事情はあろうかと思いますが、やはり自由化という波に乗ってこの政策を出している以上は、料金が低いほうを称揚するような、そういうガイドラインの方向性を出すべきだろうと思います。

そういった点について、引き続き御検討いただければと思います。

最後の保安規制の合理化についてですが、これは今、御説明がありましたとおり、かなり面倒くさいことだろうと思いますけれども、なるだけ整合化のほうに向けて今後とも検討していただきたいと思っています。

総じて31年度まであるいは32年度までというものもありますので、それまでの間、ウォッチしていくべきかなと私は考えております。ありがとうございました。

○原座長 ありがとうございます。

石川さんに1点確認です。今の項目の中の一括受ガスに関して、経産省さんで今検討されていることだけでは足りなくて、さらなる検討を引き続きやっていくべきだという話だと理解しましたがけれども、一括受電と一括受ガスでどこがずれているのかということをもう一回解説していただけますか。

○石川代表 電気とガスはもともと全く違うものですので、ルールを完全に同じにするということではできません。私がこれを書きましたのは、結局こういうルールをしたときに、これが本当にいいかどうかは、実際に参入ニーズの意欲のある人からの事前ヒアリングないしは結果として本当にそういうものがあるかどうかをある程度見通さなければいけないということを考えますと、今のこのエネ庁の方向は、去年に比べてさらに進んだとは思いますが。進んだとは思いますが、実際にこれが一括受電と同じような形でどんとみんなが来るかと言われると、多分、そんなに来ないだろうと思います。

ちょっとコンフィデンシャルなので名前は申し上げられませんが、私が複数社からお話を聞いていると、なかなかこれだと、可能性については、去年よりは大幅前に行ったのだけれども、そんなに簡単には入れないと。一括受電並みのものをするというのはなかなか難しいというのは、複数の新電力さんも含めてお話を伺っておりまして、実際に彼らの言い分を聞いておりますと、本当にそのとおりになっています。

ただ、先ほど申しましたように、一括受電という現在あるものに対して、以前ほど行け行けという感じでもどうもなくなっている。それは実際に自由化をしてみて、選択の幅がどうも狭まってしまうという別の話がまた出ているものですから、一括受電のほうのルーリングの動向がひょっとすると変わるかもしれないということから考えますと、当局における一括受電のに対する方向性と合わせるという点において、こういう書き方をしたのですね。

ただ、原さんの今の御質問に答えますと、今のエネ庁のものは、私からすると相当不足ではないかと思えます。

○原座長 何で入りづらいのかというところをもうちょっと教えてほしいのです。

○石川代表 これはやはり保安面での細かなルールとか、あと、私が聞いていますのは、業務については細かい話なので、私も全部そこまで把握しているわけではないのですが、例えばガスの場合は、やはり安全規制のところが今のルールだと非常に難しい面がある。なので、そこについて相当合理化をしてもらわないと入れないということがある。ただし、新電力さんにしても、保安のほうのレベルを保つということは、それはもちろんやらなければいけないので、例えば必要な人を確保したりとか、必要なことをやらなければいけないと思っているのだけれども、それが少々高いというか、コストの面です。そういう点ではなかなかしんどいということは聞いております。

ただ、そこを一括、今、やっている。実際に違法状態と言われておりますけれども、ああいう形で参入させてもらえるのであれば、それは相当程度行けるでしょうと。こういう話になっています。

○原座長 ありがとうございます。

時間が余りなくなってきましたが、一旦この一括受ガスのところから経産省さんにお伺いしたいと思いますが、まず、昨年もずっと議論があった、現実にはなされている例がある。これは保安上の問題は生じていないということによろしいでしょうか。

そうだとすると、先ほど石川さんが言われたように、現実に合わせて規制を合理化することについてはどうお考えなのか。

3つ目、これも石川さんの御指摘の一括受電とのルールの整合化。消費者利益も含めてルールの整合化を図ることについてはどう検討されているのか。

3点を教えてください。

○経済産業省（吉野課長） ちょっと電気の話も入りますので、私は、電力・ガス事業部政策課の課長の吉野と申します。

今、原座長のほうから御指摘がありました点について申し上げますと、まず、一括受ガス状態という話、これはガス事業制度検討ワーキンググループのほうでもレイズされている論点でありまして、これは我々としては好ましくないものと考えている。したがって、先ほどのプレゼンにもありましたけれども、2019年という期限を切ってなくすような方向でやってくれということをお願いしていくというのが基本的なスタンスでございます。

具体的に保安のレベルについては、これは我々どもが所管しているわけでは必ずしもないので、私のほうからのコメントは差し控えますが、他方で、ガス事業制度検討ワーキンググループのほうでも保安の議論は出ていまして、これは特に一部というか有力な委員から御指摘があったのは、今回の一括受ガスというか、この議論に際して、安全規制の面について、ガス事業制度検討ワーキンググループで議論するのはなかなか適切ではないのではないかと。委員の構成からしてもそのようになっているということでございます。したがって、ガス安全規制のほうが仮に変わるのであれば、今回、説明させていただいた現在の枠組みをさらに議論するということが必要なかなと思っております。

ここは何を申し上げたいかという、今回、ワーキングのほうでまとめた措置は、あくまでも現行の保安規制が前提になっているということでございますので、その条件が変わってくるのであれば、これは我々としても、またそのときに議論をする、検討をすることになるということです。

2番目に一括受電との関係なのですけれども、実は今週火曜日、おとといですね。最高裁のほうで判決が出ているということでございます。こちらの判決内容といたしましては、かなりテクニカルで細かいのですけれども、ありていに申し上げますと、一括受電を行っている事業者と、その先の最終需要家の間の関係にコンフリクトが起こっている。したがって、最終需要家の需要家保護規定が本当に守られるのかどうかという議論がなされているところでございます。

特に一括受電の場合ですと、ガスの場合と決定的に違いますのは、ある種、託送料金の差でもって利益を上げる。値段を下げるというビジネスモデルになっているわけですね。

高圧の託送料金と低圧までの託送料金の差があるものですから、その差額を使って料金を下げていく。そういう発想でつくっているわけですが、ガスの場合ですと、低圧引き込みのマンションがほとんどでございますので、そうなりますと、高圧から低圧に変換するという行為が実はなくて、ただ単に導管を流しているだけ。こういう実態の違いもございます。

電気のほうは、設備を整備すると、変圧器、キュービクルを整備するわけですが、それに伴う設備の償還期間が7年とか10年とか、それぐらいになると思うのですがけれども、その期間、マンションの全員の専有部分についての契約を一括受電会社に拘束してしまうという色彩もあるわけでありまして、そこは若干需要家のスイッチングの選択肢に対するの抵触があるのではないかという指摘が、これは前々からあった話でございます。

したがいまして、我々として、今、電力・ガス基本政策小委員会がございまして、こちらでも一括受ガスの話というよりは、一括受電の件について、本当に需要家保護とかそういうものは大丈夫かと。最高裁の判決も出たということもありますので、これはまたそちらのほうで検討していくような流れになってございます。

その意味で、ある種今回の一括受ガスの中で、保安のところはゲームチェンジャーになり得るのでまた別途の判断があれば別途の検討を行うということになりますが、需要家保護のところは一括受電のところもしかるべく検討するということになるので、その動向を見ながら一括受ガスのほうも考えていくということになるのではないかと考えております。
○原座長 ありがとうございます。

○経済産業省（田村室長） 済みません。保安の関係でお答えさせていただきます。

まず、座長のほうから御質問がございました、是正対象の需要家において何か保安が、支障があるようなところがあるかという点につきましては、正直に申し上げますと、特に指摘は、私どもは承知してございません。ただ、私どもはそういった対象、保安の面倒を見ている株式会社から聞き及ぶところによれば、そういう是正対象の需要家施設においてもできる限り是正しなくてもいいというか、通例の需要家と同等の保安の措置を行っている。すなわち内管の定期的なメンテナンスであるとか、あるいはその先についているガス消費機器の技術基準適合性であるとか、そういったことはしっかりやっているというふうには聞いております。

一方では、先ほどお話がございました保安の関係をどうするのかという点については、一括受ガスのビジネスモデルの文脈で保安というお話が出てきておりますが、保安の問題の本質は、内管の保安責任が誰が見るのかということにございます。すなわち（5）でいただいている、もともと議論の起点となったところでいただいたところと共通するところでございます。

私どもの立場といたしましては、まず、数次にわたってガス安全小委員会でいろいろと御議論いただいた結果であるということ、それから、まだまだ小売全面自由化が始まって2年間しかたっていない。そういった状況においては、現在においては保安全体としての

レベルにおいて、状況の変化はないのではないかと考えてございます。その意味において、ガス栓まではしっかりと導管事業者が保安責任を負いながらきちんと責任を果たしていくというあり方が、今の時点における判断としては最適ではないかと考えてございます。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

吉野さんが先ほどおっしゃった一括受ガスについて、保安規制とセットでのさらなる検討は、これは平成31年度に行っていただくということによろしいのでしょうか。それから、一括受電も合わせた検討はいつやっていただけることなのでしょうか。

○経済産業省（吉野課長） 実は保安のほうの議論と一括受ガスの事業の議論は、枠組みとしては当然分かれるわけですね。我々のほうとしては、保安の規制がどうなるのかということは、見てみないと、それはいつできるのかということは、正直、ちょっと見当はつけられないというのがございます。

もう一つ、別の論点ですが、電力・ガス基本政策小委員会のほうですけれども、これはまだ検討を始めたばかりでございますので、具体的にどこの段階で結論を出すのかということは、まだ見えておりません。正直に申し上げますと、最高裁の判決が出たのがおとといでございまして、その前からそういう議論があるので、電力・ガス基本政策小委員会のほうで議論しようということにはなっていたのですが、最高裁の判決が火曜日に出たということもあるので、それを見て今後の議論の組み立てを考えるという状況です。

○原座長 ありがとうございます。

一括受ガスのところは一応平成30年度内ということになっていて、その積み残しの課題だと思っておりますので、ぜひスケジュールを設定して、引き続き検討を進めていただるように、またここは議論させていただければと思います。

あと、時間が大分なくなってきましたが、いかがでございでしょうか。

お願いします。

○大田議長 ありがとうございます。

石川さんのコメントにあった「熱量バンド制への移行スケジュールを明示する必要がある」ということについてはいかがでしょうか。

○経済産業省（下堀室長） ありがとうございます。

こちらについては、まさに今、閣議決定に基づいて31年度中に調査、論点整理をして、32年度までに結論というところでございますので、現時点でやる、やらない、それから、スケジュールを出すことは難しいのですが、それはもちろんきちんと判断をして、スケジュールが出せるようになればしっかり出していきたいと思っております。

○大田議長 ありがとうございます。

それから、託送料金の適正化について、今回、調べていただいたことを踏まえて、値下げ命令の発動基準の水準自体は妥当とお考えでしょうか。発動基準額の見直しの御意向はないかということが1点です。それから、超過利潤があった会社で、料金改定を実施する

予定である、あるいは今後検討する方針を表明している、という会社もあるということですが、料金改定幅が適正かどうかはどんな形で判断なさるのでしょうか。

○経済産業省（恒藤課長） 監視等委員会でございますが、今の時点では、29年度の収支の状況の事後評価をしているという段階でございますが、今の段階で、一定水準額についての議論をしているという状況ではございません。

それから、値下げの幅については、今の仕組みでは、値下げ後の収支を見まして、超過利潤が発生していれば、またそれを事後評価をしていくというような仕組みになってございます。

○大田議長 そうすると、今後も余りに超過利潤が多いというような状況が仮にあれば、値下げ命令の発動基準額自体も見直す可能性はありますか。

○経済産業省（恒藤課長） 済みません。まずは収支の状況をしっかり見ていくということは今はやっておりますので、繰り返しになってしまいますが、今のところその議論をしている段階ではないということでございます。

○経済産業省（吉野課長） 済みません。これはエネ庁のほうの仕事なので、補足をいたしますと、基本的に超過利潤は消費者に対する説明責任みたいなものだと思いますので、そのときの状況を勘案して、原則として必要な見直しは行っていくということになるのだと思います。他方で、まさにネットワーク事業監視課長のほうからあったと思いますけれども、現在、託送収支の状況をチェックしている最中というところもありまして、現にその中で料金値下げみたいなのところにも事業者がコミットするというようなところもあるわけですので、そのレベルがどうなのかという評価はまだ完全には出ていないのではないかと考えております。ですから、状況を見ながら適切に対応していくという方向で考えております。

○原座長 あとはいかがでしょうか。

○大田議長 あと1点だけいいですか。保安・工事のところ、定期漏えい検査の追加的な要件項目の例として、子会社やグループ会社と書かれているのですが、競争メカニズムを入れるということとの関係でいうと、子会社やグループ会社に発注するのは相反する意味があると思うのですが、この点はどうお考えですか。

○経済産業省（田村室長） 済みません。なかなか十分に御説明ができていなくて申しわけございません。

52ページ目の追加的要件項目の最初に書かせていただいておりますが、現在の実態を考えると、やはり子会社とかに限られているという実態になります。ただ、それだと入りたいと思っている人が入れないという状況でございますので、最後のところに「又はそれらに代替し得る措置」というところで、例示の中で協定締結みたいなアライアンスを結びながら、信頼関係を構築するとか、そういう部分についても、いわゆる第三者が参入できるような余地を付与していくことが必要かなと考えてございます。

○原座長 よろしいですか。

では、まだ残された課題が幾つかあることも確認されたかと思えます。

引き続きフォローアップをさせていただきたいと思えます。特に一括受ガスに関する積み残された課題、また、議長からお話がありました点、とりわけ熱量バンド制への移行については長年議論されてきている課題です。

また検討をして、検討した結果やらないことになりましたと言って終わってしまうことに決してならないように、私たちは引き続き、この会議自体がことしの7月までの期限ではございますけれども、ぎりぎりまできっちりフォローアップをさせていただきたいと思えますので、海外調査の結果などはまた引き続き教えていただいて、状況を、論点整理のあり方についても確認させていただければと思っております。

それでは、引き続きどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。